

相続税の改正



税理士法人タックスサポート・イトカズ那覇事務所
所長税理士

のぼりかわ みつお
登川 光男

今までの相続税の基礎控除や税率構造の水準は、かつてのバブル期の地価上昇に対応したものでした。その後、地価が大幅に下落したにもかかわらず、据え置かれてきました。その結果、相続税を支払う人の課税割合が低下したため、基礎控除額の引下げや税率構造の見直しが行われました。

相続税の基礎控除額の引下げ

2013年度税制改正において相続税の遺産に係る基礎控除額を改正前の水準の60%に改定することとされました。(相法15①)

2014年12月31日まで

5千万円+1千万円×法定相続人の数

2015年1月1日以降

3千万円+6百万円×法定相続人の数

相続財産が基礎控除額以下の場合には課税されませんので、相続税の課税最低限の引下げともいえます。

【適用時期】この改正は、2015年1月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。

税率構造の見直し

改正前 (2014年12月31日まで適用)		
各取得分の金額	税率(%)	控除額(万円)
1千万円以下	10	—
3千万円以下	15	50
5千万円以下	20	200
1億円以下	30	700
3億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700

改正後 (2015年1月1日から適用)		
各取得分の金額	税率(%)	控除額(万円)
1千万円以下	10	—
3千万円以下	15	50
5千万円以下	20	200
1億円以下	30	700

2億円以下	40	1,700
3億円以下	45	2,700
6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

各相続人の法定相続分に応じる取得金額に対する最高税率を50%から55%とし、税率段階を6から8段階と細分化します。したがって、2億円超の取得金額に対しては税率が上昇します。

【適用時期】この改正は、2015年1月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。

その他 (2015年1月1日以後の相続等に適用)

〈未成年者控除及び障害者控除の引上げ〉

未成年者控除6万円/年(20歳まで)

→10万円/年(20歳まで)

障害者控除6万円※/年(85歳まで)

→10万円※/年(85歳まで)

※特別障害者の場合は12万円→20万円

〈小規模宅地等の評価減の見直し〉

特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡(改正前240㎡)までの部分に拡充されました。

最後に

今回の相続税改正に至った経緯を踏まえ、自社の経営実態も、バブル期の状況を引かずして無理していないかどうか再度検討(固定費の削減等)してみる必要があるのではないのでしょうか。